

鹿追型ゼロカーボンシティ実現プロジェクト省エネ家電買換え促進補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、古い家電製品から省エネ性能の高い家電製品へ買換えをする町民に対し、鹿追型ゼロカーボンシティ実現プロジェクト省エネ家電買換え促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品への買換への促進を図り、もって家庭部門からの二酸化炭素排出量を削減し、鹿追型ゼロカーボンシティを実現することを目的とする。

（定義及び補助対象とする機器）

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、本体価格の合計額が税抜価格で4万円以上であり、且つ経済産業省が定める統一省エネラベルにおいて、目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークが緑色）の新品（未使用品）の電気冷蔵庫をいう。

2 省エネ家電製品の補助申請可能台数は、同一年度内において1台とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 鹿追町の住民票に記載されている者であること。
- 二 町税を滞納していないこと。
- 三 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（2015（平成27）年以前に製造されたものに限る）を買換えるために、省エネ家電製品を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置していること。
- 四 同一年度内において、本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていないこと。

（補助金の交付額）

第4条 補助金は次の区分等に応じて予算の範囲内で商品券（1,000円綴り）を交付する。

全定格内容積	補助金の額	町内登録販売店※において省エネ家電製品を購入した場合の補助金の額
250L 以下	10,000 円	20,000 円
251L 以上 500L 以下	15,000 円	30,000 円
501L 以上	20,000 円	40,000 円

※町内登録販売店とは、省エネ家電製品販売登録届を鹿追町長に提出し、登録販売店として認められ、登録販売店名簿に登録された者のことをいう。

（申請受付期間等）

第5条 申請は公募により募集することとし、交付申請の受付期間（以下、「申請受付期間」という。）は、令和8年3月31日までとする。ただし、申請受付期間であっても、補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- 一 省エネ家電製品を購入した際の領収書・納品書等の写し。（購入代金、購入日または納品日、購入店舗（インターネットオークション、フリマアプリ、個人売買は除く）、購入者、購入した省エネ家電の

メーカー・型式が確認できる書類)

二 買換え前の省エネ家電の製造年が確認できる写真。

三 買換え前の省エネ家電製品をリサイクルしたことを証明する書類（家電リサイクル券控えの写し）

四 町税等納付状況調書（別紙1）

五 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 補助金により設置した省エネ家電製品は、法定耐用年数を経過することになるまで、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第9条 町長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

二 この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定取り消し通知書（第4号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を町長に返還しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（状況調査）

第11条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった省エネ家電製品の設置状況の調査を行うことができる。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第12条 補助金の交付を受けた者は、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動に努め、二酸化炭素排出削減に寄与する生活を実践しなければならない。

（協力の要請）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、鹿追型ゼロカーボンシティ実現に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。